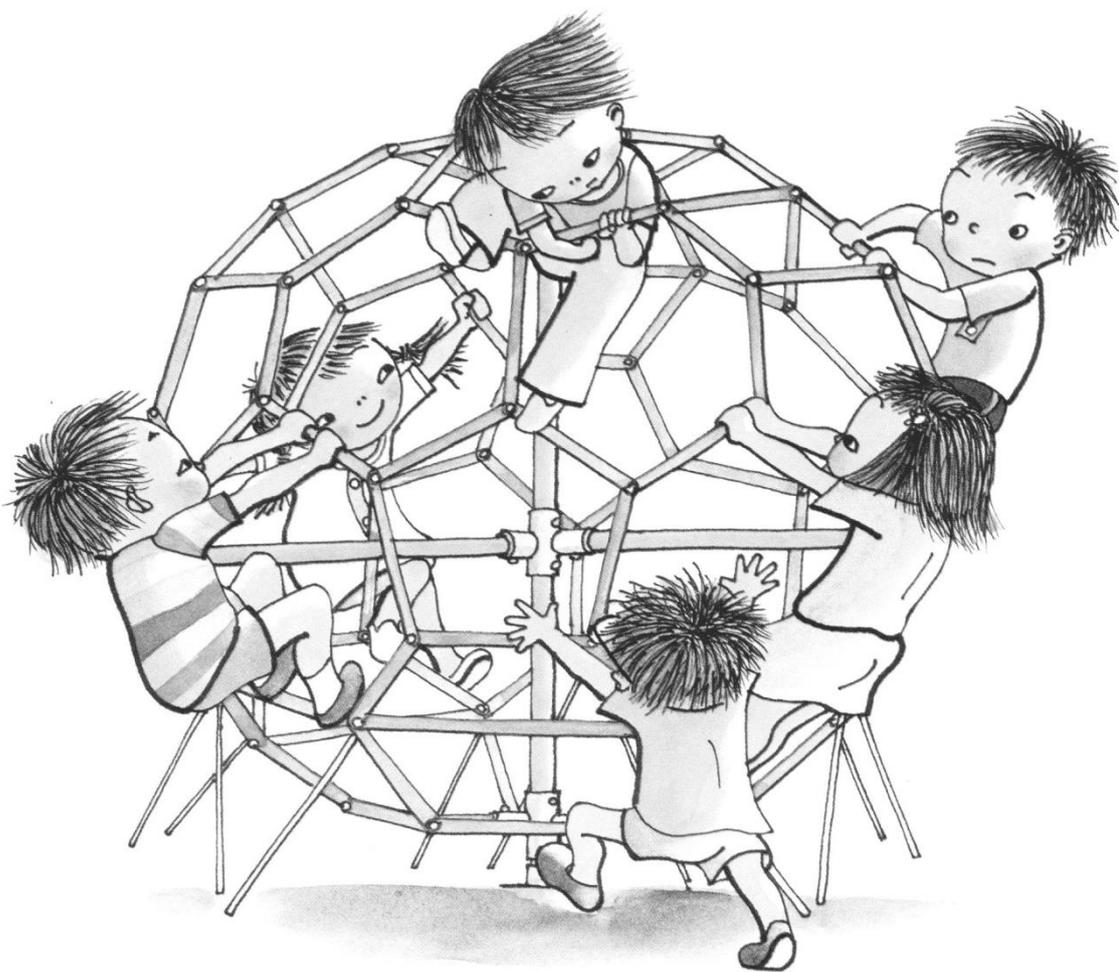


# 第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画

～人と出会い、本と出会い、豊かな子ども時代を～



令和2年2月

東久留米市



## 表紙の絵について



### 『さっちゃんのまほうのて』

たばた せいいち、先天性四肢障害児父母の会  
のべ あきこ、しざわ さよこ 共同制作（偕成社 1985年）

「東久留米市子ども読書活動推進計画」が策定された平成19（2007）年当時、図書館協議会委員であった田畑精一さんに、表紙を飾る絵の使用をお願いしたところ、快く承諾をして下さいました。

大きく成長していく「さっちゃん」は、豊かな子ども時代を願う本計画にふさわしい主人公です。

田畑精一さんは、東久留米にお住まいで、ロングセラーの「おいしいのぼうけん」や「ピカピカ」など、多くの絵本を描かれています。

「子どもによい文化を」と積み重ねている画業と、子どもの幸せを願う熱意に、心より敬意を表します。

## はじめに

東久留米市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）の制定を受け、平成19年3月、「東久留米市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、学校や地域で、子どもたちの読書環境の整備と読書活動を推進してきました。

また、平成26年4月に策定した「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」では、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない」読書を、大人もふくめた社会全体で進めていこうと提案しました。

本を読むということは、あくまでも個人的な行為であり、自ら行う内面的な営みですが、同時に、子どもたちにとっての楽しみや喜び、そして学びの場でもあり、成長を助ける要因を持っています。そのため、すべての子どもに等しく読書の場を提供し、子どもと本を結びつけ、読書の楽しさを知ってもらうことはとても重要です。

「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」では、これを念頭に、発達段階に応じた効果的な読書活動に向けた取り組みを推進するとともに、子どもの「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で支えるべく、ハンディキャップのある子どもへの支援に重点をおくこととしました。

本市の子ども読書に向けた取り組みは、昭和45年に発足した、東久留米地域文庫親子読書連絡会（文庫連）をはじめとして、早くから市民の活動も活発でした。昭和46年2月に婦人子ども図書館が開館したことも、市民の熱意によるものであり、これが市立図書館のはじまりとなって、今日の図書館運営に至っています。

また、現在も文庫連や紙芝居、人形劇、科学の本の読み聞かせなどの多くの市民ボランティア団体が、学校や図書館、子ども関連施設等で、読み聞かせや紙芝居、すばなし、わらべうた等の幅広い活動で、子どもたちに絵本を読む楽しさ、読書する楽しさ、おはなしを聞く楽しさ等を伝えてくれています。学校においては、保護者や地域ボランティアが、子どもの読書活動を支えており、大きな力となっています。

本計画が、子どもの読書活動推進に関わる、各部署における取り組みの指針になるとともに、基本方針の実現に向けて、今後も市民の皆様と連携を図り、ご協力いただきながら、読書活動の推進に取り組んでまいります。

令和2年2月

東久留米市

## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 東久留米市子ども読書活動推進計画について     | 1  |
| 第1 計画策定の目的                   | 1  |
| 第2 計画の基本理念                   | 1  |
| 第2章 これまでの取り組み                | 2  |
| 第1 「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」について | 2  |
| 第2 第二次計画の基本方針に基づく取り組みと検証     | 2  |
| 第3章 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画      | 6  |
| 第1 計画の位置づけと推進                | 6  |
| 第2 計画の基本方針について               | 7  |
| 第3 基本方針に基づく取り組み              | 8  |
| 第4 その他の取り組み                  | 12 |
| 【用語解説】                       | 13 |

## 資 料 編

- 【資料1】平成30年度全国学力・学習状況調査及び市学力調査の結果（一部抜粋）
- 【資料2】第三次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱
- 【資料3】第三次東久留米市子ども読書活動推進計画策定の経緯
- 【資料4】「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」策定に向けた提言（東久留米市立図書館協議会）
- 【資料5】子どもの読書活動の推進に関する法律
- 【資料6】視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

---

# 第1章 東久留米市子ども読書活動推進計画について

---

## 第1 計画策定の目的

「東久留米市子ども読書活動推進計画」は、自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指すものです。家庭や学校、地域で子どもたちの読書環境の整備と読書活動を推進するために、方向性を明らかにし、取り組むための指針として、計画を策定しています。

## 第2 計画の基本理念

子どもはよい環境のなかで育てられる権利（「児童憲章」）を持っています。また、発達を保障され、適切な情報へのアクセスや文化的・芸術的な生活の権利（「児童の権利に関する条約」）も持っています。私たち大人は、これらの子どもの権利を尊重し、その実現に努めなければなりません。

家庭や学校を含む地域社会での生活や文化は、子どもの成長に深く関わりをもっています。その中でも、本の持つ力は大きく、子どもと本をつなぐ「人」、子どもが本に親しむ「時間」と「機会」の保障が求められています。

読書は子どもにとって、精神的な遊びであり、喜びであって、成長を助ける要因を持っています。読書を通して、豊かな感性が生まれ、主体的に生きる人間として育つために必要な思考力や判断力が培われていきます。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）では、子どもの読書活動を「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としています。

本市では、早くから市民と連携しながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできましたが、すべての子どもが読書を楽しむことができるよう、今後も行政や市民が協働して読書環境を整備するとともに、読書活動を支える取り組みを推進していくことが重要です。

---

## 第2章 これまでの取り組み

---

### 第1 「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」について

本市は、平成19年3月に「第一次東久留米市子ども読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定し、平成26年4月には「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」（以下、「第二次計画」という。）を策定しました。

第一次計画では、「学校」に重点をおいた取り組みが進められ、平成24年には東久留米市教育委員会が「学校図書館充実のための整備計画」を打ち出し、すべての学校で学校図書館全体計画を策定したことで、取り組みの推進が図られました。

第二次計画では、第一次計画の取り組みを検証し、学校図書館や図書館の整備、地域と連携した読書活動の発展の成果を受け、子どもが自主的な読書を楽しみ、生涯にわたる学習習慣を身に付けるための基礎となる「読書」本来の充実に力点をおき、次の4つの基本方針を定め、取り組みを進めてきました。なお、第二次計画では、第一次計画の検証の結果課題とされた、小学校へ入学する前の段階で子どもの読書に差がみられることを踏まえ、特に「乳幼児への取り組み」に注力しています。

<第二次計画の基本方針>

1. 乳幼児への取り組みの充実
2. 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で
3. 子ども読書活動応援団の構築
4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

### 第2 第二次計画の基本方針に基づく取り組みと検証

#### 1. 乳幼児への取り組みの充実

##### 【策定時の方向性】

乳幼児期の子どもの読書については、各家庭での絵本の読み聞かせや、市内の各幼稚園・保育園での取り組みに差があり、市内全域で子ども読書活動を推進するための読書環境の整備が必要です。

##### 【取り組みの内容】

- ・「子どもにおはなしを届ける」「保護者への啓発」「保育者への研修」を目的に幼稚園・保育園訪問を開始（平成29年度より本格実施）
- ・ブックリストの作成・発行（「えほんだいすき」「絵本となかよし」）
- ・おすすめ絵本のパッケージ化及び団体貸出の実施

- ・図書館ホームページの充実及びツイッターの運用開始
- ・子育て世代向け事業の実施

#### 【取り組みの検証】

図書館では、ブックスタート事業及び市立小学校の1年生を対象とした学校訪問の実施により、1歳6カ月及び7歳の子どもに対しては悉皆的に読書推進事業を実施していますが、その狭間の子どもに対しては、効果的な取り組みを実施していなかったため、幼稚園・保育園訪問を新たに開始しました。

しかし、幼稚園・保育園訪問については、すべての園が希望するわけではなく、保護者や保育者への啓発も限定的なものとなっています。また、ブックリストは、どのような本を基本図書とするのかを示し、読書の手助けとなるよう図書館が作成しているものですが、より有効に活用するために、内容の理解も含めて検討する必要があります。

## 2. 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で

#### 【策定時の方向性】

幼い子どもの読書は、大人の読み聞かせから始まり、読書する大人の姿をみることで子どもは読書意欲を高めます。そのため、保護者、教員、保育者等、子どもに身近な大人が読書や本に関心を持つことが重要です。

子どもたちの身近に本を備え、自由に読書を楽しむ環境を整備するとともに、読書活動についての啓発を進め、大人も読書に親しみ学習する機運を高める必要があります。

#### 【取り組みの内容】

- ・図書館での親子参加事業の充実と新規事業の実施
  - ※計画策定時は、事業の参加者が母親中心だったため、父親の参加を促すため、「パパ読」として父親対象の事業を実施しましたが、現在は保護者と子どもがともに参加できる事業として展開しています。
- ・ボランティア団体との協働による継続した事業の実施
  - 「絵本展」(協力：東久留米地域文庫親子読書連絡会)、「よもう！あそぼう！かがくの本」(協力：科学の本の読み聞かせの会「ほんとほんと」)等
- ・図書館における読書啓発のための新規事業の実施
  - 「図書館フェス」、情報リテラシー講座等
- ・中学生の自主的な取り組みによるティーンズ情報誌の発行
- ・調べ学習発表会の実施
- ・市立小中学校全校への学校図書館司書の配置と学校図書館の条件整備
- ・小中学校の教員による推薦図書リストの作成及び全校配布

「東久留米のみちしるべ」(小学校)「東久留米の道標」(中学校)

**【取り組みの検証】**

図書館での新規事業の実施や学校での読書啓発等、読書推進を図りましたが、図書館利用や読書は自主性に任されていることから利用には差があり、不読率は小学6年生で22.2%、中学3年生で35.2%となっています。(資料1)

また、子どもの読書への関心を持つ大人は限定的であり、発達段階に応じた読書や本への理解が十分ではないと考えられます。

そのため、図書館のアウトリーチの機会を増やすとともに、理解を促すための大人への啓発が必要です。

3. 子ども読書活動応援団の構築

**【策定時の方向性】**

子ども読書活動を市内全域で推進するためには、地域の中での人材ネットワークの構築が求められています。そのため、子ども読書活動を担う人材の育成、研修、情報提供や事業実施、ボランティアの派遣等を行う「子ども読書応援団」を結成します。

**【取り組みの内容】**

- ・「子ども読書応援団」の設立及び読み聞かせの入門講座やスキルアップを目的とした定例会の開催等によるボランティアの育成

**【取り組みの検証】**

「子ども読書応援団」は、当初人材バンクとしての活用を目指していましたが、市内ではボランティアの自主的な活動が定着しているため、今後は子ども読書活動推進のためのボランティア育成プログラムとしての運用が考えられます。

4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

**【策定時の方向性】**

読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちの読書活動の推進と外国につながる子どもたちが図書館を利用しやすい環境整備を図る必要があります。

**【取り組みの内容】**

- ・図書館でのバリアフリー資料の受入及びバリアフリー資料コーナーの設置
- ・ユニバーサルデザインについての講演会の開催
- ・読書を支援するための機器等の展示
- ・図書館ホームページのアクセシビリティの向上及び多言語化
- ・子ども向け多言語資料の充実

- ・多言語によるおはなし会「ストーリー・フェスタ」の開催（協力：東久留米国際友好クラブ）

**【取り組みの検証】**

誰もが利用できる図書館サービスを提供するために、資料の受入や事業の実施、支援する機器等についての研究等を行っていますが、子どもたちの実情や必要とされる支援の把握が進んでいない現状があります。そのため、今後はICTを活用した具体的な取り組みを検討する必要があります。

また、日本語を母語としない子どもの数が増加傾向にある中で、資料や読書環境の整備が必要です。

---

## 第3章 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画

---

### 第1 計画の位置づけと推進

#### 1. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日 法律第154号）及び「東久留米市第2次教育振興基本計画」（平成31年1月）に基づき、第二次計画の進捗状況の検証による、東久留米市の子ども読書活動の実情を踏まえ、今後の子ども読書活動推進に向けた方向性と取り組みを示すものです。

そのため、個々の具体的な施策の内容や数値目標を明示するものではなく、子どもの読書推進に関わる各部署の具体的な施策の立案にあたっての指針とするものです。

なお、策定にあたっては、国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月）及び東京都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」（平成27年2月）を勘案しています。

#### 2. 計画の対象

本計画では、対象を0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

また、保護者や子ども読書活動の推進に関わる大人、地域や学校、行政、関連機関等も対象としています。

#### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度からのおおむね5年間とします。なお、国や都の計画、本市教育振興基本計画や子どもの読書をめぐる状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

#### 4. 計画の推進

計画を推進するために、全庁的な関係部署の連携を進めます。また、計画の進行管理の事務局を図書館に置き、庁内連携、学校との連携、地域との連携を図ります。

## 第2 計画の基本方針について

国は、2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成30年4月に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね5年(2018～2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにしました。

基本方針では、「子供は、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。」として、読書活動の重要性を述べ、「1. 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組の推進、2. 友人等からの働きかけを伴う、子ども同士で本を紹介するような取組の充実、3. 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析を行う必要がある」としています。

また、市町村においては、このような方向性を踏まえつつ、子どもの読書活動推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な体制を整備するとともに、市町村子ども読書活動推進計画の策定または見直しを行うことが望まれるとしています。

本市では、これら国の基本方針を踏まえながら、第二次計画の進捗状況を検証するとともに、東久留米市立図書館協議会からの提言を踏まえ、第三次計画では、4つの基本方針に基づいて具体的な取り組みを進めていきます。

なお、第一次計画、第二次計画をとおして、ハンディキャップのある子どもへの支援を謳ってきましたが、取り組みが進んでいない現状があります。読書におけるユニバーサル化に向けて、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」(読書バリアフリー法)の施行や、ICTを活用した環境整備が進んでいる中で、ユニバーサルデザインの考え方は、すべての子どもの自由で自主的な「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で支えることにつながります。そのため、第三次計画では、「ハンディキャップのある子どもへの支援」に重点をおくものとします。

### <第三次計画の基本方針>

- 1 発達段階ごとの効果的な読書活動
- 2 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で
- 3 子ども読書応援団の運用
- 4 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

### 第3 基本方針に基づく取り組み

#### 1. 発達段階ごとの効果的な読書活動（子どもへの取り組み）

子どもの言葉の発達や想像力、感性を豊かにするうえで、読書を「楽しむ」ことはとても大切です。また、論理的に考え、自らの課題を探究していく力を身に付けるためにも読書は基礎となるものです。自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得することで、探究心を養い、読解力を身に付けていきます。

生涯にわたって読書に親しみ、自己の能力を磨き、学ぶ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。そのため、それぞれの発達段階に応じた取り組みを進める必要があります。

なお、貧困等により家庭における読書の取り組みが困難な子どもについても、留意しなければなりません。

#### 【具体的な取り組み】

##### (1) 乳幼児

- ・ブックスタート事業の充実
- ・幼稚園、保育園等での読書活動の支援

##### (2) 小学生

- ・子どもの読書と学習に必要な基本図書の常備
- ・リテラシー向上のための事業の実施
- ・図書館利用の促進
- ・地域の子ども関連施設での読書環境の整備

##### (3) 中学生

- ・進路や生き方を考えるための多様な図書の常備
- ・学習を支えるための幅広い情報提供とメディアリテラシー向上のための事業の実施
- ・生徒の主体的な読書活動の充実

##### (4) 特別な支援を必要とする子ども

- ・多様な形態の資料や多言語の資料の提供
- ・市立わかくさ学園等の障害児通所施設や、特別支援学級等での読書活動の支援
- ・外国につながる子どもの読書活動への支援

## ■ 乳幼児

乳幼児期は、「聞く」ことが重要です。子どもは、乳児期から親や周囲の大人が直接子どもに話しかけるさまざまな言葉を無意識のうちに取り込んでいます。発語期以降も成長とともに会話に加わり、お話を聞く、本を読んでもらう等により、言葉の力が育まれ、事物を認識し、イメージが広がるといわれています。

幼い頃の親や身近な人からの絵本や言葉等を通した働きかけは、子どもが本を読む楽しみを知るうえでの大切な要因です。

## ■ 小学生

小学生の時期は、「聞く」ことから「読む」ことへ移行していきます。絵本から本へ、「読み聞かせてもらう」ことから「自分で読む」ことへ、多くの本を読んだり、読書の幅を広げたりする読書になります。

低学年 … 読み聞かせやストーリーテリング等により、言葉を理解し、言語をイメージ化するようになります。本に親しむことが大切な時期です。

中学年 … 活字を読むことに慣れ、読書の幅を広げていく時期です。また、調べ方を学び、調べるが多くなります。

高学年 … 読書で考えを広げたり深めたりする時期です。本の読み方が変わり、作中の人物と自分を対比し、共鳴したり批判を加えたりできるようになります。

## ■ 中学生

思春期に入り、自意識と実態との差に悩み、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索しはじめる時期です。また、大人との関係よりも、友人関係に自らへの強い意味を見いだします。

この年代の読書力や興味を持つ主題は非常に幅が広く、好みや流行に左右されやすく、インターネット等多様なメディアの利用が広がります。

## ■ 特別な支援を必要とする子ども

一人一人の発達段階や障害特性、興味・関心に配慮した対応が必要です。また、本を手にとって読むこと自体が難しい場合や、読書の機会が限られること等に留意が必要です。

日本語を母語としない子どもについては、日本語での学習に加え、母語や各自の持つアイデンティティ獲得のための読書が必要です。そのため、実状に応じた資料の収集や読書機会の提供が求められます。

## 2. 「読むこと 読書の楽しみ」を社会全体で（大人への取り組み）

本を読むということは、あくまでも個人的な行為であり、自ら行う内面的な営みですが、すべての子どもに等しく読書の場を提供し、子どもと本を結びつけ、読書の楽しさを知ってもらうことはとても重要です。とりわけ、子どもの生活環境である家庭における読書活動は基礎となるものです。

そのため、社会全体で子どもの読書活動を支えていくために、大人への啓発と子どもに本を手渡す担い手の育成を図る必要があります。子どもの周りの大人が読書する環境づくりとして、学習のための事業や読書推進事業を広く実施し、図書館の整備やサービスの継続とアウトリーチの機会を増やす等、取り組みを進めます。

また、近年、資料や情報収集手段の電子化、スマートフォンの普及によるSNS等のコミュニケーションツールの多様化など、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化している中、子どもに対するリテラシー教育が重要ですが、子どもに関わる大人へのリテラシー教育も行う必要があります。

### 【具体的な取り組み】

#### (1) 学校等における読書を推進する取り組み

- ・子ども読書活動についての教員、保育者への研修の実施
- ・保護者への啓発事業の実施
- ・リテラシー教育の促進
- ・ブックリストの充実
- ・学校図書館の選書についての機会の提供

#### (2) 図書館、地域における読書を推進する取り組み

- ・子どもの読書に関する事業の実施
- ・大人が読書を楽しむ事業の実施
- ・リテラシー事業の実施
- ・子どもと本についての知識と経験を備えた専門職員の確保
- ・子どもの読書と学習に必要な基本図書の理解の促進
- ・読書案内や子ども読書推進活動の広報の拡充
- ・図書館利用の促進

## 3. 子ども読書応援団の運用（図書館）

ボランティア育成のためのプログラムとして、子ども読書応援団の運用を図ります。なお、子ども読書推進活動は、すでに多くのボランティアに支えられ、様々な活動が行われているため、地域における実状を把握するとともに、それぞれの活動について情報提供を行います。

#### 【具体的な取り組み】

- ・ボランティアのスキル向上のための講座の実施
- ・新たなボランティアの育成
- ・特別支援学級等での読書支援をするボランティアの養成
- ・幼稚園、保育園、子育て関連施設等へのボランティアの派遣
- ・地域の子ども読書活動やネットワークの把握
- ・図書館ホームページ等での情報提供

#### 4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

すべての子どもに読書や学習することができる環境を整えることはとても重要です。読書や紙による印刷物を読むことが困難（プリントディスアビリティ）な子どもや、身体の機能障害や情緒的な障害のために図書館に来ることができない子ども、図書館に来てひとりでは通常読書活動が困難な子どもに対する理解を深めるとともに、それぞれが認識できる形で読書や学習することができるよう支援する必要があります。なお、支援において機器等を使用する際には、個々の子どもの特性に留意しなければなりません。

また、外国につながる子どもたちが日本を知り、日本語を習得し、社会に適応するために必要な情報を獲得できるよう援助するとともに、多言語や多文化を知るための適切なサービスを提供する必要があります。

#### 【具体的な取り組み】

##### (1) 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援

- ・図書館職員、教員、ボランティア等の読書活動支援に関する専門性の向上と研修の実施
- ・学校と関連施設の連携・協力
- ・IT 機器や読書支援補助具の読書活動への活用
- ・図書館のハンディキャップサービスの広報
- ・在宅や療養中の子ども等への宅配や郵送サービス等の利用促進
- ・学校や図書館における多様な形態の資料の配置
- ・ブックリストの作成
- ・サピエ図書館の活用

##### (2) 外国につながる子どもたちへの支援

- ・学校と関連団体の連携・協力
- ・IT 機器やアプリ等の読書活動への活用
- ・学校や図書館における多言語の資料の配置

### (3) ICT 環境の整備

- ・読書支援のための機器及びソフト等の情報提供と活用促進
- ・図書館ホームページの充実
- ・ICT についての知識や技術を持つ人材の育成と外部資源の活用

## 第4 その他の取り組み

国は、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS 等コミュニケーションツールの多様化等が、子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性があるとし、スマートフォン利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性や、これを活用した読書活動の推進や言語活動の方策について、詳細な実態把握とその分析を行うとしています。

市においても、情報環境の変化への対応として、国が行う実態把握・分析に基づき、必要な取り組みを行っていきます。

なお、子どもを取り巻く情報環境の変化に伴い、メディアリテラシー学習の推進と ICT の活用が求められます。また、SNS 等コミュニケーションツールを活用した読書活動の推進について検討する必要があります。

### 【具体的な取り組み】

- ・読書や学習のための資料・情報提供のデジタル化への対応
- ・子どもへのリテラシー学習の充実
- ・ICT 活用の研究と具体化

## 用語解説

※本計画における内容理解のための用語解説です。

### ■ ICT（「Information and Communication Technology（情報通信技術）」）

情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称ですが、単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有やコミュニケーションが重視されています。

なお、PCやタブレットなどの情報端末を設置し、無線LANのような接続環境を整備するだけでなく、情報や技術をどのように活用するかが重要です。

### ■ アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることであり、さまざま形で必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

### ■ サピエ図書館

視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク「サピエ」のメインサービスであり、点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベースです。

東久留米市では平成23（2011）年より利用しています。

### ■ 市立わかくさ学園

就学前の0歳から6歳までの発達に遅れがみられる児童や障害をもつ児童に専門的な療育を行っており、日常生活での訓練・指導により、成長を促す支援をしています。

### ■ ストーリーテリング

読み手が昔話や創作などの物語を覚え、語り聞かせること。「素話」とも言います。

### ■ 図書館フェス

いろいろな切り口から図書館の可能性を多くの方に知ってもらい、一緒に楽しみ、提案をもらいながら、まちの情報拠点として次世代の図書館像を探っていく催しとして、平成27（2015）年から実施。

なお、本や出版文化を考え、楽しむこと、本を仲立ちとする人のつながりを生み、図書館をともにつくっていく人たちの共同の輪を広げることも目指しています。

## ■ バリアフリー資料

読むための障害を解消するために工夫された資料のこと。

点字や録音資料、LLブック（やさしく読みやすく書かれた本）、マルチメディアDAISY（音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル図書）等があります。

## ■ ブックスタート

1992年にイギリスで始まった、絵本を「読む(read books)」のではなく、赤ちゃん  
と絵本を開く楽しいひとときを「分かち合う(share books)」ためのきっかけを、すべての  
赤ちゃんのもとへ届けようという活動のこと。

東久留米市では、平成15（2003）年より、1歳6カ月児健診で、絵本とブック  
リスト（「絵本となかよし」）、図書館の利用案内をセットにして配布しています。

## ■ ユニバーサルデザイン

障害、年齢、性別、言語等にかかわらず、誰もが等しく使いやすいよう、施設や設備、  
サービスなどを計画する考え方のこと。

## ■ リテラシー

適切に理解、解釈し、活用する能力のこと。

なお、情報リテラシーとメディアリテラシーは、情報とメディアに対応するものであり、  
情報やメディアに関する理解・操作・判断・選択・表現などの能力や、情報の探索・  
評価などの能力まで含んでいます。

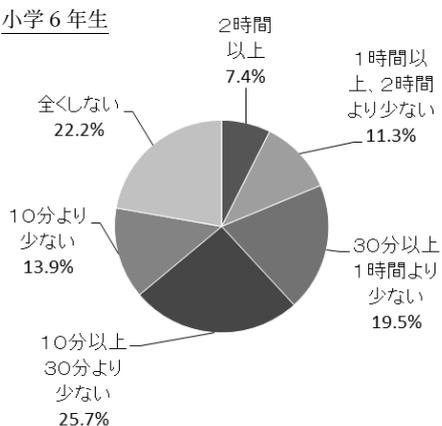
# 資 料 編

平成30年度 全国学力・学習状況調査及び市学力調査の結果（一部抜粋・本市状況）

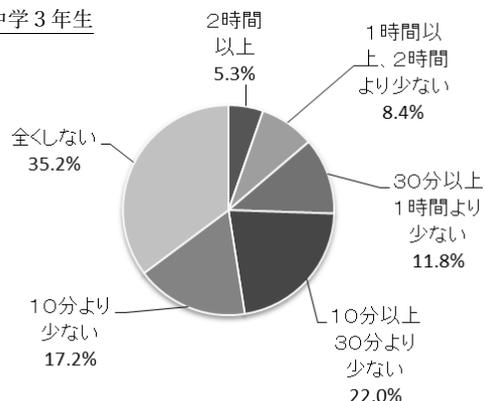
- 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）

|       | 2時間以上 | 1時間以上、<br>2時間より少ない | 30分以上、<br>1時間より少ない | 10分以上、<br>30分より少ない | 10分より少ない | 全くしない |
|-------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|----------|-------|
| 小学6年生 | 7.4   | 11.3               | 19.5               | 25.7               | 13.9     | 22.2  |
| 中学3年生 | 5.3   | 8.4                | 11.8               | 22.0               | 17.2     | 35.2  |
| 増減    | △ 2.1 | △ 2.9              | △ 7.7              | △ 3.7              | 3.3      | 13.0  |

小学6年生



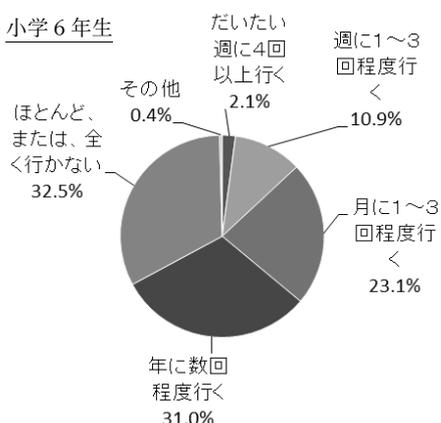
中学3年生



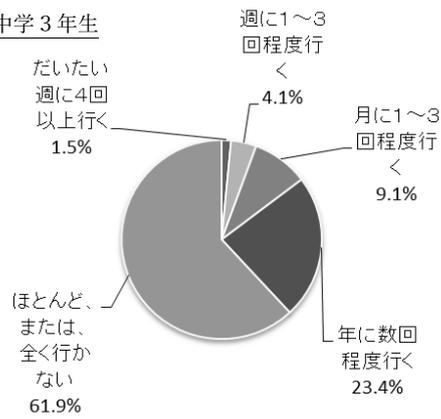
- 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか

|       | だいたい週に4回以上行く | 週に1～3回程度行く | 月に1～3回程度行く | 年に数回程度行く | ほとんど、または、全く行かない | その他   |
|-------|--------------|------------|------------|----------|-----------------|-------|
| 小学6年生 | 2.1          | 10.9       | 23.1       | 31.0     | 32.5            | 0.4   |
| 中学3年生 | 1.5          | 4.1        | 9.1        | 23.4     | 61.9            | 0.0   |
| 増減    | △ 0.6        | △ 6.8      | △ 14.0     | △ 7.6    | 29.4            | △ 0.4 |

小学6年生



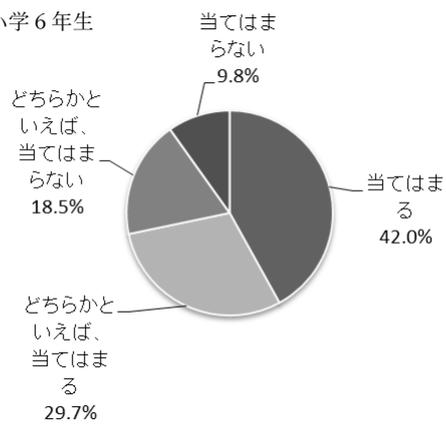
中学3年生



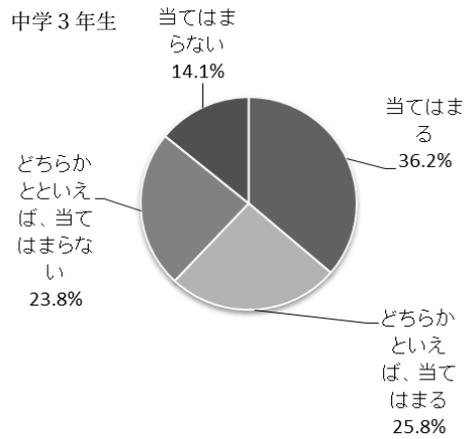
## ■ 読書は好きですか

|       | 当てはまる | どちらかといえば、<br>当てはまる | どちらかといえば、<br>当てはまらない | 当てはまらない |
|-------|-------|--------------------|----------------------|---------|
| 小学6年生 | 42.0  | 29.7               | 18.5                 | 9.8     |
| 中学3年生 | 36.2  | 25.8               | 23.8                 | 14.1    |
| 増減    | △ 5.8 | △ 3.9              | 5.3                  | 4.3     |

小学6年生



中学3年生



## 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

## (設置)

第1 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、第三次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 東久留米市における子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画（案）の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

## (組織)

第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画経営室企画調整課長
- (2) 福祉保健部障害福祉課長
- (3) 子ども家庭部児童青少年課長
- (4) 教育部指導室長
- (5) 教育部図書館長
- (6) 市立小学校長
- (7) 市立中学校長

## (会議)

第4 委員会には委員長を置き、委員長は図書館長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会を招集し主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

## (作業部会)

第5 委員会の所掌事務に関する調査研究及び検討を行うため、委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会には部会長を置き、部会長は、図書館の係長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会の部会員は、別表1に掲げる職員をもって組織し、委員長が任命する。
- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

## (任期)

第6 委員及び部会員の任期は、第三次東久留米市子ども読書活動推進計画（案）を策

定する日までとする。

(庶務)

第7 委員会及び部会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成31年4月23日から施行する。

#### 別表1 (第5関係)

第三次東久留米市子ども読書活動推進計画作業部会

- 1 福祉保健部障害福祉課わかくさ学園長
- 2 子ども家庭部児童青少年課主査
- 3 教育部指導室指導主事
- 4 教育部図書館図書サービス係長
- 5 市立小学校副校長
- 6 市立中学校副校長

## 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画策定の経緯

| 年・月                              | 検討委員会   | 作業部会・事務局   | 市民や関連会議   |
|----------------------------------|---|--|---|
| 平成 30 年度                         |   | 図書館において検証<br>・現状と進捗状況把握  | 図書館協議会で協議<br>・第二次計画の検証<br>・第三次計画策定に向けた提言                    |
| 平成 31 年度・<br>令和元年度<br>4 月<br>6 月 | 検討委員会設置<br>第 1 回検討委員会<br>・図書館協議会提言書<br>の報告、基本方針の<br>決定等 |  |   |
| 7 月<br><br>8 月<br><br>9 月        |   | 第 1 回作業部会<br>・第二次計画の検証<br>・計画素案の検討、作成<br>市立わかくさ学園視察<br>第 2 回作業部会<br>・計画素案の検討、作成<br>・図書館職員による読書<br>支援機器等の研修 | 学校図書館運営連絡協議<br>会  |
| 1 0 月<br><br>1 1 月<br>1 2 月      | 第 2 回検討委員会<br>・計画素案の検討、委<br>員会決定                        |  | 図書館協議会で協議<br><br>教育委員会へ報告<br>パブリックコメント実施<br>(12 月 2 日～23 日) |
| 令和 2 年<br>1 月<br><br>2 月         | 第 3 回検討委員会<br>・パブリックコメント<br>に対する見解<br>・計画案の検討、策定        |  | 教育委員会へ報告<br>図書館協議会で協議<br><br>教育委員会決定                        |

平成31年3月29日

東久留米市教育委員会

教育部図書館長 佐藤 貴泰 殿

東久留米市立図書館協議会

委員長 安形 輝

「第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画」策定に向けた提言

東久留米市立図書館協議会は、図書館法第14条第1項の規定に基づき東久留米市立図書館協議会設置条例で設置され、同法同条第2項の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対し意見を述べる機関です。

平成30年度の図書館協議会においては、これまで定例事業として実施してきた子ども向け事業について、図書館がまとめた「平成29年度東久留米市立図書館子ども読書活動推進事業及び自己評価」（別紙）を受け、ニーズと事業内容及び読書活動や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの支援という2つの観点から、図書館協議会としての意見をまとめました。

また、「第二次 東久留米市子ども読書活動推進計画」の進捗状況及び第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の内容を検証し、「第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画」に継続すべき施策や新たに取り組むべき課題について、図書館や文化・教育の専門家として、また利用者や市民の立場での意見を、図書館協議会の提言としてまとめましたので報告します。

記

1. 「第二次 東久留米市子ども読書活動推進計画」の基本方針について

(1) 乳幼児への取り組みの充実

・「乳幼児への取り組みの充実」は従来の計画で継続して指摘されてきた項目です。次期計画においても、同様の取り組みが必要であると考えます。

また、市内には図書館以外にも、親子で一緒に本に触れることのできる場所があります。小さいうちから本に親しむ意味で、このような場の周知等、活用を推進すべきと考えます。

## (2) 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で

- ・学校図書館の蔵書の充実とともに、学校図書館への人的支援の充実も必要であると考えます。

学校図書館への支援は、学校と図書館が直接連携する方法だけでなく、地域に、読書に関するコミュニティを作っていく方法など、様々な手法を検討していくべきと考えます。例えば、意欲のある地域の方々がボランティアとして学校図書館を支援していただけるよう、図書館が読書活動推進に関する研修や講座を行うなど、間接的に支援する方法などが挙げられます。

- ・子どもの読書活動推進には、学校や学童保育、児童館等との連携が重要であると考えます。
- ・読書人口をすぐに増やすことは難しいですが、図書館に足を運ぶことが「本に向かうきっかけ」にも繋がることから、例えば、図書館を片づける手伝いのボランティアを募るなど、図書館に来るきっかけをつくる取り組みも必要であると考えます。

## (3) 子ども読書活動応援団の構築

- ・子ども読書活動応援団は、コミュニティに繋がる活動であり評価するものです。

「第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画」においても、子ども読書応援団の一層の充実を図り、市内すべての児童生徒が、子ども読書応援団の支援を受けられるようになると良いと考えます。また、学校で読み聞かせをしている方々へのバックアップも応援団として行っていけると良いと考えます。

## (4) 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

- ・読むことが困難というハンディキャップのみでなく、学習が困難な子も含む、より広範な意味でハンディキャップサービスを捉える必要があります。

また、図書館がそれぞれの子どもにとって「学び」に向かうための場となるよう努めていただきたいと思います。

- ・2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、合理的配慮の提供が法的義務となりました。子どもたちに情報アクセスを保障するための取り組みを強める必要があると考えます。

## 2. 国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえた意見

- (1) 「第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画」に、国全体の話盛り込むのは難しいものと考えます。むしろ、東久留米市の地域性を踏まえたものであるべきだと考えます。

- (2) 子どもは勉強や部活等で余裕がなく、国として学習状況を変えていかない限りは、子どもの読書環境を改善することは難しい状況にあると考えます。

また、子どもがスマートフォン等の携帯端末を所持している場合、読書は端末上で利用可能な刺激的なコンテンツと競合するため、日常の中で読書が習慣として根付きにくくなる状況があります。

コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境の変化について、国は計画期間中に、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析を行うこととしていますが、これを基に、東久留米市においても「情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響」について、把握・分析に努めていただきたいと考えます。

- (3) 国の調査によれば、子どもが現在あまり本を読まない理由の第1位は「他の活動で時間がなかったから」となっています。しかし、子どもが読書に使うことができる時間の確保は、一自治体の図書館が扱う課題というよりは日本社会全体の課題と言えます。また、個別の子どもの読書時間は個々の家庭の事情に大きな影響を受けるものです。まずは、日本全体の状況等も注視しつつ、一自治体の図書館としてこの課題に対して何ができるか検討が必要です。

### 3. 「第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画」策定の進め方について

- (1) 第二次計画策定の経緯では、委員会での検討にあたり、様々な調査や検証、関連施設への視察等を行っていました。第三次計画の策定においても、調査や検証、視察等を行いながら、検討を進めていただきたいと思います。  
また、適宜、図書館協議会への報告をお願いします。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進

基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。  
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律  
(令和元年六月二十八日号外法律第四十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

## (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

## (基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## (地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等

その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者との連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上

を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書

館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画

令和2年2月

発行 東久留米市

編集 東久留米市教育部図書館

〒203-0054

東京都東久留米市中央町二丁目6番23号

電話 042-475-4646

FAX 042-475-6631